

病院のこども憲章 新訳

EACH CHARTER

本憲章は1988年5月にオランダのライデンで開催された第1回病院のこどもヨーロッパ会議において合意された。病院のこどもヨーロッパ協会（European Association for Children in Hospital: EACH）加盟団体は病院のこども憲章を実現するための活動を行っている。

1 必要とされるケアが自宅や通院では入院した場合と同等にできない場合に限って、こどもたちは入院する。



2 病院にいるこどもたちは、親または親の代わりとなる人にいつでも付き添ってもらえる権利を有する。



3 全ての親に宿泊設備が提供されるべきである。そして、親は付き添いのために泊まることを支援され、また奨励されるべきである。親は、付き添いのための追加的費用負担や、所得の損失を被るべきではない。こどものケアをスタッフと一緒にを行うために、親は継続的に病棟の日課を知らされ、積極的な参加を奨励されるべきである。



4 こどもたちと親たちは、それぞれの年齢と理解力に応じた方法で、説明を受ける権利を有する。身体的・情緒的ストレスを和らげるための手段が講じられるべきである。



5 こどもたちと親たちは、自分たちのヘルスケアに関する全ての決定場面に、十分な説明を受けた上で参加する権利を有する。全てのこどもは不必要な医療的処置や検査から守られる。



6 こどもは、発達面で同様のニーズを持ったこどもたちと共にケアされることとし、成人病棟には入院させられない。入院中のこどもに面会する者に対して、年齢を制限すべきでない。



7 こどもたちは、年齢や症状・体調に適した遊び、レクリエーション、教育への十分な機会を有するものとする。そして、彼らのニーズを満たすように設計され、装飾され、スタッフが配属され、設備を整えられた環境を与えられるものとする。



8 こどもをケアするスタッフは、こどもたちと家族の身体的、情緒的、そして発達面のニーズに応えられる訓練を受け技術を持った者とする。

9 ケアの継続性は、こどもへのチームケアによって保障されるべきである。



10 こどもたちと接する時は配慮と思いやりを持つものとし、プライバシーはいつでも尊重されるべきである。



HPS Japan
Hospital Play Specialist

病院のこども憲章



全文はこちら